規約変更に伴う『同意書』提出のお願い

はじめに

大阪薬業企業年金基金は、皆さまのセカンドライフをより充実させる目的で設立しました。加入者の皆さまは、一定の要件を満たすと、国の年金に加えて、基金から年金または一時金が受け取れます。基金の掛金は、個人(加入者)負担は一切なく、すべて会社(事業主)にご負担いただいております。

基金では、将来にわたって約束した年金がお支払いできるよう、事前に年金資産を積み立て ています。そのため、年金資産が計画通りに積み立てられているかを確認する「財政検証」を 決算時に行います。

財政検証について/令和3年度決算による財政検証結果

財政検証では、国が定めた「継続基準」と「非継続基準」の2つの基準により検証します。 基準値を下回った場合、掛金や年金給付等の見直しが必要となります。

■令和3年度決算による財政検証結果

(1) 継続基準

基金が今後も継続していく上で、将来の年金支払いのために必要な額(責任準備金)が、計画通りに積み立てられているかを検証します。

(2) 非継続基準

基金が解散したと仮定した場合に、過去の加入期間に応じた給付を行うために必要な額(最低積立基準額)が積み立てられているかを検証します。

上記(2)非継続基準について、基準値を下回る結果となりました。

※ 要因は、計算に用いる予定利率が、日本銀行のマイナス金利政策により年々下がり続けているためです。

財政検証結果への対応について

現行の掛金、実際に給付される年金給付および一時金の額を維持・継続するために、 最低積立基準額の計算を定めた基金規約を変更します。

規約を変更した場合

- 非継続基準における積立水準「0.82」が、 「1.14」となり基準値「1.00」を上回ります。
- 現行の掛金(会社負担)、年金および一時金の 額には影響ありません。

変更後の非継続基準

純資産

(389億62百万円)

1. 14

最低積立基準額

(339億18百万円)

基準値 = 1.00 以上

規約変更にあたってのお願い

基金規約の変更には、加入者皆さまの同意が必要となります。会社から配られる 『同意書』にご記入のうえ、ご提出をいただきますようお願いいたします。

『同意書』記入に あたっての注意事項

- ① 必ず自筆にてご記入ください。
- ② ゴム印等は使用しないでください。
- ③ 押印は必要ありません。

このたびは、大変お手数をおかけしますが、何卒ご理解・ご協力を 賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当基金のホームページ

http://daiyaku-nenkin-kikin.jp/

- ・ 財政検証の対応に係る説明動画や、資料、 Q & A等を掲載していますので、是非ご覧 ください。
- ・ パスワードは『zaiseik4395』です。

お問い合わせはこちらへ -

大阪薬業企業年金基金

〒540-0037

大阪市中央区内平野町 3-2-5 TEL 06-6945-1021/FAX 06-6947-0514

メールアドレス zaisei@daiyaku.jp